

県立高等学校入学者選抜インターネット出願システム利用業務契約書

長野県教育委員会教育長 武田 育夫（以下「発注者」という。）と〇〇（以下「受注者」という。）は、次の条項により、契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者と受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

- 2 受注者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 この契約に定める請求、通知及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者、受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者、受注者間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（契約物の内容等）

第2条 受注者が、発注者に提供する契約物の内容は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 県立高等学校入学者選抜インターネット出願システム 一式
- (2) 内 容 別添仕様書のとおり

（利用期間等）

第3条 契約物の利用期間、引渡し期限及び場所は、次のとおりとする。

- (1) 利用期間 契約日から令和12年3月31日まで
- (2) 引渡し期限及び場所 別添仕様書のとおり

（利用料）

第4条 利用料は、〇〇〇〇円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇円）

（債務負担行為に係る契約の特則）

第5条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における利用料の支払の限度額は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------|---------|-----------------------------|
| 令和7年度 | 年額〇〇〇〇円 | （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇円） |
| 令和8年度 | 年額〇〇〇〇円 | （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇円） |
| 令和9年度 | 年額〇〇〇〇円 | （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇円） |
| 令和10年度 | 年額〇〇〇〇円 | （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇円） |
| 令和11年度 | 年額〇〇〇〇円 | （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇円） |

2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額を変更することができる。この場合発注者は、受注者に通知しなければならない。

(契約保証金)

第6条 受注者は、契約保証金〇〇〇〇円をこの契約締結と同時に発注者に支払うものとする。

2 発注者は、利用期間が満了したときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

(契約保証金) -- 契約保証金を免除する場合

第6条 契約保証金は 〇〇〇〇円とし、財務規則第143条第〇号の規定によりその納付は免除する。

2 受注者は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する額を違約金として委託者に納付しなければならない。

(引渡し及び検査)

第7条 受注者は、第3条に規定された引渡し日及び場所に受注者の負担で引き渡しを行い、使用できる状態にするものとする。

2 発注者は、契約物の引渡しを受けるときは、受注者の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。

3 受注者は、前項の規定による検査の結果不合格となった契約物について、発注者の指定する日までに代品を引渡し、再度検査を受けなければならない。

4 前2項の規定による検査に直接要する費用は受注者の負担とする。

(発注者の義務)

第8条 発注者は、受注者の承認を得ないで、契約物を第三者に利用させてはならないものとする。

(利用料の支払)

第9条 受注者は、毎年4月に前年度分の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に利用料を支払うものとする。

(契約不適合責任)

第10条 受注者は、契約物の引渡し後に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、発注者の指定する日までに、自らの負担において当該契約物を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第11条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(損害賠償)

第12条 受注者は、発注者の責に帰すべき事由により契約物に損害を生じたときは、発注者に損害賠償を請求することができるものとする。

2 前項の損害賠償の額は受注者と発注者が協議して定めるものとする。

(契約解除)

第13条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受注者が、第3条に規定する期限までに契約物を引渡ししないとき又は引渡しすることができないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けたとき。
- (3) 前各号の場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。ただし、この違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

（談合その他の不正行為による解除）

第13条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（債務不履行の損害賠償）

第14条 受注者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する引渡し日までに契約物を引渡すことができないときは、当該期限の翌日から引渡した日までの日数に応じ、利用料年額に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

- 2 発注者は、その責に帰すべき事由により、第9条に規定する期限までに利用料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、利用料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、第10条の場合において、発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、第13条及び第13条の2の規定により契約が解除されたときは、第6条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。
- 5 前項の場合において、第6条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 6 受注者は、第1項又は第4項の場合において、発注者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第15条 受注者は、第13条の2の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第13条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第16条 受注者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(情報資産の取り扱い)

第17条 受注者は、本契約により取り扱う情報資産については別紙「情報資産等取扱特記事項」を順守しなければならない。

(個人情報の保護)

第18条 受注者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(疑義の解決)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(A) この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者と受注者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

(B) この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者と受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

[注] (A)は紙の契約書を作成する場合、(B)は電子契約を行う場合に使用する。

令和7年 月 日

発注者 長野県長野市大字南長野字幅下692の2
長野県教育委員会教育長 武田 育夫

受注者

情報資産等取扱特記事項

長野県情報セキュリティポリシー及び長野県教育情報セキュリティポリシーに基づき、情報資産等（情報システム、電子計算機及びネットワークで取り扱うデータ、システムで出力される帳票等）について、次のとおり取り扱うものとする。

（情報資産等の漏えいの禁止）

第1 受注者は、この契約による業務に関して知り得た情報資産等の内容を他に洩らしてはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（情報資産等の滅失、改ざん及び損傷の禁止）

第2 受注者は、この契約による業務を行うために発注者から引き渡された情報資産等を、滅失、改ざん及び破損してはならない。

（情報資産等の掲載された資料等の返還又は破棄）

第3 受注者は、この契約による業務を行うため、取り扱う情報資産等が必要でなくなった場合には発注者の指示により、速やかに情報資産等の掲載された資料等を、返還又は破棄しなければならない。

（情報資産等の目的外使用の禁止）

第4 受注者は、この契約による業務を行うため、情報資産等を取り扱う場合には、情報資産等を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（情報資産等の掲載された資料等の複製及び複写の禁止）

第5 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために、発注者から引き渡された情報資産等の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

（職員等の義務の周知徹底）

第6 受注者は、受注者の職員に対し、個人情報保護に関する法律第67条に規定する従事者の義務及び第176条から第180条に規定する罰則について、その周知徹底に努めるものとする。

（再委託の禁止）

第7 受注者は、情報資産等を取り扱う業務は自ら行うものとし、他の者にその取り扱いを委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を受けたときは、この限りではない。

2 受注者は、前項の規定により発注者の承諾を受け再委託を行うときは、再委託先に対して、この情報資産等取扱特記事項に規定する機密保持義務を負わせるものとする。

（作業場所の特定）

第8 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う業務について、作業場所を特定しなければならない。ただし、発注者の承諾を得て特定した作業場所以外で作業を行う場合には、個人情報保護のために必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時における報告）

第9 受注者は、この業務を行うために取り扱う情報資産等の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなくてはならない。

個人情報取扱特記事項

1 特記事項

(個人情報の漏えいの禁止)

第1 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止)

第2 受注者は、この契約による業務を行うために発注者から引き渡された個人情報を、滅失、改ざん及び損傷してはならない。

(個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄)

第3 受注者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報が必要でなくなった場合には、発注者の指示により、速やかに個人情報の掲載された資料等を返還又は廃棄しなければならない。

(個人情報の目的外使用の禁止)

第4 受注者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第5 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために発注者から引き渡された個人情報の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

(再委託の禁止)

第6 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(事故発生時における報告)

第7 受注者は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、発注者に、直ちに報告し、その指示に従わなくてはならない。

2 説明

(1) 個人情報の漏えいの禁止

契約によって知り得た個人情報の内容を漏えいすることを禁止するものである。

従来の契約書には、「業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない」と規定するケースが多いが、ここでいう個人情報は、秘密にあたるか否かを問わず個人に関するすべての情報をいう。

(2) 個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止

発注者から引渡された個人情報を滅失、改ざん及び損傷しないよう安全管理を義務づけるものである。

なお、保管場所及び保管方法等にも留意するものとする。

(3) 個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄

業務を行う際に、必要がなくなった個人情報の返還又は廃棄の義務を課したものである。

この場合の取り扱う個人情報には、発注者から渡されたもの、業務を行うため受注者が自ら収集したものがある。

(4) 個人情報の目的外使用の禁止

業務を行う際に、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の目的外使用、第三者への提供を禁止するものである。

この場合の取り扱う個人情報には、発注者から渡されたもの、又は、業務を行うため受注者が自ら収集するものがある。

(5) 個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止

発注者から引渡された個人情報の複製及び複写を禁止するものである。

なお、業務の安全対策上、情報の二重化等により複写をする場合には、実施機関の承諾を得て行うものとする。

(6) 再委託の禁止

個人情報を取り扱う業務について、原則として再委託を禁止するものである。

なお、保管場所及び保管方法等にも留意するものとする。

(7) 事故発生時における報告

委託を受けた業務を行う際に、取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は損傷等の事故が起こった場合には、個人の権利利益が侵害される危険性が非常に高いため、直ちに報告し、発注者の指示に従う義務を課したものである。